

【令和7年4月1日：施行】

学 則

専門学校北海道自動車整備大学校

専門学校北海道自動車整備大学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、自動車整備士として最先端技術に対応できる専門知識及び技能の修得に加え、コミュニケーション能力や接客スキルを身に付けた職業人を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、専門学校北海道自動車整備大学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、1号館校舎を札幌市東区中沼西2条1丁目12番25号に、2号館校舎を札幌市東区中沼西2条1丁目15番15号に、3号館校舎を札幌市東区中沼西2条1丁目12番25号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分 野	課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
工 業	専門課程	二級自動車整備学科	昼 間	2 年	50 人	100 人	2 学級
工 業	専門課程	一級自動車整備学科	昼 間	4 年	50 人	200 人	4 学級

(在学年限)

第6条 本校に在学することができる期間は、修業年限の倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年、学期の終始期)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、前項の規定にかかわらず、それぞれの学科において、前後期の終始期を変更することができる。

(休 業 日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日。

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日。

(3) 吉田学園創立記念日9月15日。

(4) 夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、春季休業日。

2 前項（4）の休業日については各学科及び学年毎に、年度当初に校長が定める。

- 3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第1項の休業日に授業を行うことができる。
- 4 校長は、必要により第1項の休業日を臨時に変更することができる。
- 5 第1項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程、授業時数及び職員組織

(教育課程、授業時数、始業及び終業)

第9条 本校の教育課程、単位数及び授業時数は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は50分とする。卒業までに履修させる授業時数は、二級自動車整備学科にあつては1,899時間、一級自動車整備学科にあつては3,913時間とする。
- 3 本校の始業及び終業の時刻は、校長が別に定める。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、1単位の授業時数を45時間の修得を必要とする内容を持って構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習にあつては15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技にあつては30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価)

第11条 授業科目の成績評価は、定期試験、授業担当者が必要に応じて実施する試験、課題、レポート並びに平素の学習活動等を総合的に勘案して行う。

- 2 科目毎の出席率が90%に満たない者は、その科目について評価を受けることができない。
- 3 成績の評価は100点満点とし、A(80点以上)、B(79点から70点)、C(69点から60点)、D(60点未満)をもって表示し、A、B及びCを合格とし単位を修得したものとする。
- 4 その他成績評価に関しての詳細は別に定める。

(他の専修学校等における授業科目の履修等)

第12条 学生が本校在学中に行つた、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修については、本校において履修したものとして認定することができない。

(入学前の授業科目の履修等)

第13条 学生が本校に入学する前に行つた、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修について教育上有益と認めるときは、本校において履修したものとして認定することができる。

- 2 前項により本校において履修したものとして認定することができる授業時数(単位数)は、当該学科の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

(職員組織)

第14条 本校に校長、教員、講師、事務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(会議)

第15条 校長は、学校の適切な運営及び教育の充実を図るため、各種会議を置く。

- 2 会議の種類、構成及び運営に関し、必要な事項は校長が定める。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）。
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者。
- (7) その他本校において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者。

(入学時期)

第17条 本校の入学時期は、学年の初めとする。

(入学手続、許可)

第18条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第31条に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して募集要項に定める選考方法により、合格者を決定する。
- (3) 本校の入学許可を受けようとする者は、所定の誓約書に入学金及び授業料等を添え、指定の期日までに提出しなければならない。
- (4) 前号に定める手続きが所定の期日までに行われないうとき、又は出願書類及びその他の書類に虚偽の記載があるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転入学及び編入学)

第19条 本校に転入学又は編入学を志望する者があるとき、校長は欠員のある場合に限り、選考の上転入学又は編入学を許可することができる。

2 一級自動車整備学科3年次への転入学又は編入学は、二級自動車整備士（総合）の資格所持者でなければならない。二級自動車整備士（総合）の資格については、自動車整備士技能検定の合格書の交付を受けていなくても、自動車整備士技能検定規則第5条第2項に規定する全部免除者となる要件を満たす場合には資格所持者とするが、転入学又は編入学した日から6ヶ月以内に合格証書の交付を受けなければならない。

3 転入学及び編入学に必要な事項は別に定める。

(転学及び転科)

第20条 学生が他の学校への転学又は他の学科への転科を希望するときは、理由を記した書類を添えて、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 転科は、受入学科に欠員のある場合、校長が許可する。

3 転科の時期は、原則1年次から2年次への進級時とする。

4 転学及び転科に必要な事項は別に定める。

(欠席)

第21条 学生が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、欠席届を校長に提出しなければならない。

(休学)

第22条 病気その他やむを得ない理由により、就学することのできない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2 前項の理由が病気による場合は、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

3 病気のため就学が不相当と認められる者に対しては、校長は休学を命ずることができる。

4 休学期間は、引続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合校長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

5 休学期間は通算して修業年限を超えることはできない。

6 休学期間は第6条の在学年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間満了の場合、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、復学の許可を願い出るものとし、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、理由を記した書類を添えて、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一つに該当する者は、所定の会議の議を経て校長は除籍することができる。

(1) 死亡又は長期行方不明の者。

(2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者。

(3) 授業料、その他学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。

(4) 第6条に定める在学年限内に卒業ができないことが確定した者。

(5) 第22条に定める休学期間を超えても、なお復学もしくは退学の手続きをしない者。

(復籍)

第26条 前条各号の事由によって除籍された者が、除籍の事由が解消され、かつ、復籍願を校長に提出した場合は、所定の会議の議に諮り、復籍を認めることがある。

2 復籍を許可されたものに対し必要な事項は別に定める。

(卒業・課程修了の認定)

第27条 校長は、教育課程の定めるところにより、修業年限以上在学し、教育指導計画に従って授業科目を履修し、その成果が満足できると認められたときは、所定の会議の議を経て各学年の課程の修了又は卒業を認定する。

2 教育課程の授業科目については補講により課程の修了をすることができる。

3 一級自動車整備学科3年次の科目の履修は、二級自動車整備士（総合）の資格に合格した者ができるものとし、合格しなかった者は、3年次の科目を履修することはできない。

4 本条第3項により3年次の科目を履修できない者は、当該年度に二級自動車整備士（総合）の資格を取得した場合は、翌年度3年次の科目の履修を認める。

5 校長は、卒業を認定した者に対して別記第1号様式の卒業証書を授与する。

なお、卒業した者の申請に応じ、校長は、別記第2号様式の卒業証明書を発行する。

また、一級自動車整備学科の二級課程修了認定者に対して、校長は、別記第3号様式の課程修了証書を授与するとともに、二級課程修了認定者の申請に応じ、別記第4号様式の課程修了証明書を発行する。

(称号の授与)

第28条 前条により、工業専門課程二級自動車整備学科を修了した者は専門士（工業専門課程）、一級自動車整備学科を修了した者は高度専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第29条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者による授業科目の履修を許可しない。

第6章 賞 罰

(褒 賞)

第30条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、校長は所定の会議に諮り褒賞することができる。

(懲 戒)

第31条 校長は、本校の規則若しくは命令に違反し、又は本校の学生としての本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。

(4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第7章 入学金及び授業料等

(納 付 金)

第32条 授業料、入学金その他の費用は、別表第2のとおりとする。ただし、経済情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができる。

(納付金の納入時期)

第33条 学生は前条に定める納付金を、所定の期日までに納入しなければならない。納入方法については別に定める。

(納入金の不返還)

第34条 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学辞退の申し出があった場合に限り、入学金を除く納入金を返還する場合がある。

(納入の特例)

第35条 特待生や休学等により特別の事由が発生したときは、第32条及び第33条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

第8章 健康管理

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育事業

(附帯教育)

第37条 本校においては、附帯教育事業を実施しない。

第10章 雑 則

(施行細則)

第38条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から実施する。

(第15条別表第2の改正)

附 則

この学則は、平成15年4月1日から実施する。ただし、実施日の前日に在学する生徒の教育課程については、なお従前の例による。

(第4条、第11条、第12条別表第1、第13条(別記第1号様式、第2号様式含む。)、第13条の2、第15条別表第2の改正)

附 則

この学則は、平成16年4月1日から実施する。

(標題、第1条、第12条及び条項の改正)

附 則

この学則は、平成16年4月1日から実施する。

(第13条別表第1、第14条の改正)

附 則

この学則は、平成16年8月1日から実施する。

(第22条、第23条の改正)

附 則

この学則は、平成17年3月1日から実施する。

(第14条の改正)

附 則

この学則は、平成17年4月1日から実施する。

(第2条の改正)

附 則

この学則は、平成18年4月1日から実施する。

(標題、第1条、別記様式(第14条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成18年4月1日から実施する。

(条文の整理・追加による改正)

附 則

この学則は、平成18年8月1日から実施する。

(第27条、別記第1号様式(第26条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成19年4月1日から実施する。

(別表第2(第31条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成20年4月1日から実施する。

(条文の文言整理及び別表第1(第9条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成21年4月1日から実施する。

(第9条、別表第1(第9条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成22年4月1日から実施する

(第9条、第20条の改正及び別表第1(第9条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成23年4月1日から実施する。

(研究科の設置、入学定員の変更、納入金の変更、条文の文言整理による第1条、第5条、第7条、第9条、第11条、第12条、第13条、第16条、第26条、第29条、別表第1(第9条関係)、別表第2(第31条関係)、別記第1号様式(第26条関係)、別記第2号様式(第26条関係)、別記第3号様式(第26条関係)の改正と別記第4号様式(第26条関係)の加入)

ただし、変更後の第5条、第9条、第16条、別表第1(第9条関係)、別表第2(第31条関係)、別記第1

号様式（第26条関係）、別記第2号様式（第26条関係）については、平成23年度の入学生から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。また、別記第3号様式（第26条関係）、別記第4号様式（第26条関係）については、平成22年度以前に入学した者についても適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から実施する。（第27条、別記第1号様式（第26条関係）の改正）
ただし変更後の各規定については、平成24年度の入学生から適用し、平成24年4月1日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から実施する。
（文言整理による関係条文（第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条）の改正）

附 則

この学則は、平成28年4月1日から実施する。ただし変更後の教育課程変更及び名称変更並びに納付金変更による関係条文について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

（学科廃止による関係条文（第5条、第9条、第16条、別表第1（第9条関係）、別表第2（第31条関係）、別記第1号様式（第26条関係）、別記第2号様式（第26条関係））、教育課程変更による関係条文（別表第1（第9条関係））、名称変更による関係条文（第5条、第9条、第27条、別表第1（第9条関係）、別表第2（第31条関係）、別記第1号様式（第26条関係）、別記第2号様式（第26条関係））、定員変更による関係条文（第5条）、納付金変更による関係条文（別表第2（第31条関係））、校舎表記の変更に関する関係条文（第3条）、卒業証書の変更による関係条文（別記第1号様式（第26条関係））の改正）

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。（文言修正による関係条文（第13条）の改正）

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。
（卒業証書の変更による関係条文（別記第1号様式（第26条関係））の改正）

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし変更後の教育課程変更による関係条文（第9条、別表第1（第9条関係））及び成績評価変更による関係条文（第11条第2項）の改正について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。なお、実施日の前日に在籍する一級自動車整備学科1年生及び2年生が履修する電気工学、総合診断、環境保全の教育科目については3年次で行い、整備計画実習Ⅱについては4年次で行う。

（文言変更による関係条文（第1条、第11条）、教育課程変更による関係条文（第9条、別表第1（第9条関係））の改正）

附 則

この学則は、令和4年4月1日から実施する。（第26条の追加）

附 則

この学則は、令和6年4月1日から実施する。（入学定員の変更による第5条の改正）

附 則

この学則は、令和7年4月1日から実施する。なお、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。（自動車整備士技能検定規則の改正による第9条第2項、第19条第2項、第27条第3項、第27条第4項、別表第1（第9条関係）の改正および錯誤による第5条（学級数）の改正）

別表第1（第9条関係）

教育課程及び授業時間数

工業分野 専門課程 二級自動車整備学科

教 育 科 目		単位	年間授業時間		科目計	備 考
			第1学年	第2学年		
学 科	自動車工学Ⅰ	4	66		66	
	自動車基礎	2	33		33	
	自動車工学Ⅱ	4		61	61	
	エンジン構造Ⅰ	2	33		33	
	エンジン整備Ⅰ	2	33		33	
	エンジン構造Ⅱ	2		30	30	
	エンジン整備Ⅱ	2		31	31	
	シャシ構造Ⅰ	2	33		33	
	シャシ整備Ⅰ	2	33		33	
	シャシ構造Ⅱ	2		30	30	
	シャシ整備Ⅱ	2		31	31	
	電装品構造Ⅰ	2	33		33	
	電装品整備Ⅰ	2	33		33	
	電装品構造Ⅱ	2		30	30	
	電装品整備Ⅱ	2		31	31	
	法令・検査Ⅰ	2	33		33	
	法令・検査Ⅱ	4		61	61	
	合 計	40	330	305	635	
実 習	基礎実習	2	79		79	
	エンジン実習Ⅰ	4	158		158	
	エンジン実習Ⅱ	4		158	158	
	電気装置実習Ⅰ	2	79		79	
	電気装置実習Ⅱ	2	79		79	
	電気装置実習Ⅲ	4		158	158	
	シャシ実習Ⅰ	2	79		79	
	シャシ実習Ⅱ	2	79		79	
	シャシ実習Ⅲ	4		158	158	
	シャシ電装実習	2	79		79	
	自動車検査実習	4		158	158	
	合 計	32	632	632	1,264	
指定科目合計		72	962	937	1,899	

教育課程及び授業時間数

No. 1

教 育 科 目		単位	年間授業時間				科目計	備 考
			第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年		
学 <								

教 育 科 目		単位	年間授業時間				科目計	備 考
			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年		
実 習	基礎実習	2	79				79	
	エンジン実習Ⅰ	4	158				158	
	エンジン実習Ⅱ	4		158			158	
	エンジン実習Ⅲ	4			156		156	
	電気装置実習Ⅰ	2	79				79	
	電気装置実習Ⅱ	2	79				79	
	電気装置実習Ⅲ	4		158			158	
	シャシ実習Ⅰ	2	79				79	
	シャシ実習Ⅱ	2	79				79	
	シャシ実習Ⅲ	4		158			158	
	シャシ実習Ⅳ	4			156		156	
	シャシ電装実習	2	79				79	
	自動車検査実習	4		158			158	
	エンジン電子計測実習	1			56		56	
	振動・騒音実習	1			56		56	
	整備計画実習Ⅰ	2			100		100	
	応用整備実習Ⅰ	3			148		148	
	合 計	47	632	632	672		1,936	
実 務 実 習	インターンシップ実習	4				224	224	
	整備計画実習Ⅱ	2				78	78	
	応用整備実習Ⅱ	4				156	156	
	応用整備実習Ⅲ	4				156	156	
	総合整備実習Ⅰ	4				156	156	
	総合整備実習Ⅱ	6				234	234	
	合 計	24				1,004	1,004	
指 定 科 目 合 計		130	962	937	1,010	1,004	3,913	

別表第2（第32条関係）

授業料、入学金その他の費用

工業分野 専門課程 二級自動車整備学科、一級自動車整備学科

区 分 学 科	入学検定料	入 学 金 (初年度のみ)	授 業 料 (年 間)	教育充実費 (年 間)
二級自動車整備学科	20,000円	100,000円	770,000円	250,000円
一級自動車整備学科	20,000円	100,000円	(1・2年次) 770,000円	250,000円
			(3・4年次) 860,000円	

校 印		卒業証書	
氏名		年 月 日生	
右の者は本校専門課程二級自動車整備学科（二年）の課程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号による職業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し			
文部科学大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により専門士（工業専門課程）と称することを認める			
年 月 日			
学校法人吉田学園 専門学校北海道自動車整備大学校			
校長 氏 名		印	
契印			
第 号			

校 印		卒業証書	
氏名		年 月 日生	
右の者は本校専門課程一級自動車整備学科（四年）の課程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号による職業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し			
文部科学大臣告示（平成十八年文部科学省告示第八十八号）により高度専門士（工業専門課程）と称することを認める			
年 月 日			
学校法人吉田学園 専門学校北海道自動車整備大学校			
校長 氏 名		印	
契印			
第 号			

吉学証第 号

卒 業 証 明 書

学 校 名 専門学校北海道自動車整備大学校

学 科 名 何々学科

学 籍 番 号

氏 名

生 年 月 日

上記の者、 年 月 日 本校に入学し 年 月 日

卒業したことを証明する。

年 月 日

学校法人吉田学園

専門学校北海道自動車整備大学校

校長 氏 名

印

契印

第 号

課 程 修 了 証 書

学 校 名 専門学校北海道自動車整備大学校

学 科 名 一級自動車整備学科

氏 名

生 年 月 日

上記の者、 年 月 日 本校に入学し 年 月 日

二級自動車整備士養成課程を修了したことを証する。

年 月 日

学校法人吉田学園

専門学校北海道自動車整備大学校

校 長 氏 名 印

契印

証第 号

課 程 修 了 証 明 書

学 校 名 専門学校北海道自動車整備大学校

学 科 名 一級自動車整備学科

修了証書番号

氏 名

生 年 月 日

上記の者、 年 月 日 本校に入学し 年 月 日

二級自動車整備士養成課程を修了したことを証明する。

年 月 日

学校法人吉田学園

専門学校北海道自動車整備大学校

校長 氏 名 印